具体的かつ詳細な随意契約理由について（物品）

No.	案　件　名　称	物品種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	消防艇「ゆうなぎ」右舷主機関修繕	39 船舶・航空機・鉄道	株式会社南進造船所	1,098,856円	令和8年7月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 （緊急の必要による場合）	G23	
2	ヘリコプター「おおさか」600時間点検及びサービスブリテン（SB）等の実施	39 船舶・航空機・鉄道	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	70,721,700円	令和8年8月19日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	W2	該当
3	消防教科書「危険物」ほか15点（その2）　買入	51 図書	一般財団法人全国消防協会	1,157,827円	令和8年8月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G8	
4	東成消防署自動ドア修理	19 産業用機器	ナブコドア株式会社大阪支店	1,503,700円	令和8年9月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	

随意契約理由書

１　案件名称

消防艇「ゆうなぎ」右舷主機関修繕

２　契約の相手方

株式会社南進造船所

３　随意契約理由

消防艇「ゆうなぎ」は、河川及び海域での火災や救助事案などの消防活動において市民の生命、身体及び財産を保護する上で重要な役割を果たしており、運用休止期間を極力少なくする必要がある。

当該修繕は、右舷主機関の冷却海水の漏れおよび回転制御部品の故障が発生し、右舷主機関を動かすことができず航行できない状態であるため、緊急に修繕をする必要がある。

上記業者は、今回の修繕に当たり緊急に対応することが可能であるため、上記業者を指定する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第５号

５　担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）　（電話番号　06-4393-6556）

随意契約理由書

1　案件名称

ヘリコプター「おおさか」600 時間点検及びサービスブリテン(SB)等の実施

2　契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3　随意契約理由

本件は、令和３年に運用開始したヘリコプター「おおさか」（エアバスヘリコプターズ式 EC155B1 型）に対して実施するもので、耐空証明検査受検のために必要となる点検整備作業を行うものである。

ヘリコプターの運航にあたっては、耐空検査に合格し、有効な耐空証明書を取得する必要がある。耐空検査受験のためには、600 時間点検及びサービスブリテン（SB）等を実施することが必須となる。

また、本作業の実施にあたっては、市民の生命、身体及び財産を保護する上で重要な役割を担っているヘリコプターの運用を休止することになるため、これらの点検等を同時に行い、運用休止期間を可能な限り短くしなければならない。

上記業者は、エアバスヘリコプターズ製ヘリコプターの日本国内唯一の販売代理店であり、当該ヘリコプターに関する技術情報、保守体制及びメーカーサポートを保有する唯一の事業者である。

よって、上記業者を指定する。

4　根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第１項第２号

5　担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）　（電話番号　072-992-4900）

随意契約理由書

１　案件名称
　東成消防署自動ドア修理

２　契約の相手方
　ナブコドア株式会社

３　随意契約理由
　本案件は、部品の経年劣化等により不具合が生じている上記庁舎の「自動ドア」（以下「対象製品」という。）を修理するものである。
　対象製品は製造業者が独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、対象製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。
　上記業者は製造業者であることから、本修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有しており、本修理を行うことのできる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。
　よって、上記業者を指定する。

４　根拠法令
　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署
　消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6154）